

第4回海津市総合計画審議会 議事要旨

日時 平成28年10月13日（木）
午前10時から

場所 海津市役所 4階 災害対策本部室

1. 開会
2. 委員の紹介及び委嘱状の交付
3. 議事
 - (1) 会長選任について
 - (2) 総合計画素案について
 - (3) その他
4. 閉会

(1)会長選任について

前任の服部委員に代わり、海津市議会議長の森委員が会長に選任された。

(2)総合計画素案について

事務局より、第3回審議会での意見に対する修正、その後のプロジェクト委員会、策定委員会・幹事会で議論をした箇所も含めて、総合計画素案を赤字で修正したことを説明した。

質疑応答は以下のとおり。

- 委員：P37 施策の方向4のタイトルは、「障がい者（児）」ではないか。
- P55 空き家に対する施策で、“空き家対策計画の作成および変更、並びに実施”とあるが、順番を考えると、作成、実施、変更であるため、“変更”の表現がおかしいのではないか。
- P69 施策の方向1の7行目の教育指導体制の“教育”はいらないのではないか。
- 事務局：表現について検討し、修正する。
- 委員：P61 施策の方向4で、下水道への接続に関して、“積極的に啓発を図り”では、抽象的すぎるのではないか。
- 事務局：啓発活動の具体内容は実施計画で定める。
- 委員：P98 自治基本条例の制定を進めるとあるが、2年前までは会議があったように思うが、それ以降の進捗を含めてもっと詳しく記載する必要があるのではないか。
- 委員：条例の素案はでき、市長にも了解を得ていると覚えているがその後の進捗が分からない。
- 事務局：昨年3月に内部の会議は実施している。計画への記載については、担当課に確認する。
- 委員：P69 施策の方向4の学校規模の適正化について、適正の目標値や統廃合の可能性はどうなのか。将来的に統廃合を行う予定なのか。
- 事務局：教育委員会では、将来的には複式学級も想定されるため、統廃合の必要性も含めて今後検討していくという方向性である。必ずしも統廃合が前提ということではない。
- 委員：P77 成果指標の歴史民俗資料館の特別展開催期間来場者数は、H26が0で未開催と前回の会議で聞いたが、ここの現状値は、集計のある年度の数字を入れるべきではないか。
- 事務局：H27の集計値に修正する予定。
- 委員：P80 外国人との交流や情報提供については記載があるが、他分野についても外国人に対しての対応の検討が必要ではないか。
- 事務局：記載の方法を検討します。
- 委員：P86 “農業の法人化”という使い方はしないのではないか。また、“農地の流動化”とはどういうことか。
- 事務局：担当課に確認しわかりやすくするなど修正します。
- 委員：流動化はということかに対しての回答をこの場でしてほしい。何度も会議を行わなくてはならない。

- 事務局**： “流動化”とは、田畑を貸したり、集約化したりして効率化を図ることである。文章の後半だけでも意味は通じるので、削除する。
- 委員**： 流動化という言葉を外すと意味がなくなってしまうのではないかと。説明してもらえればいい。
- 委員**： 農業について、海津、平田地域の広大な水田の話はあるが、南濃についての記述が少ない気がする。海津、平田とは違い、南濃では耕作放棄地が多くなってきている。就業者、耕作放棄地についての施策の記載が必要ではないか。
- 委員**： P85に中山間地域の記載があるが、これが南濃地域のことだと思う。“「南濃地域」と記載してもいいのではないかと。また、「ぎふクリーン農業」は固有名詞なのか。
- 事務局** 中山間地域の記載については検討する。
「ぎふクリーン農業」は、県の事業である。分かりやすくするため注釈を入れる。他にも全体的に注釈が必要なものについては確認する。
- 委員**： P61 成果指標「污水处理人口普及率」はどのような指標なのか。
- 事務局**： 污水处理の整備が済んでいる地域の人口の割合である。成果指標については、算出根拠を別表として付けることを検討している。
- 会長**： いろいろご意見をいただいたが、事務局も文章を直すだけでなく、知らないところも勉強し、関係各課と連携してもらいたい。また、気づいた点があれば事務局へ連絡してほしい。

(3)その他

パブリックコメントを 11/1～11/30 で実施する。閲覧場所は市役所の企画財政課の窓口、市のホームページ、市の情報公開コーナーである。実施案内は市報の 11 月号と市のホームページで行う。

市民懇談会については、南濃会場（働く女性の家）が 11 月 15 日 19 時、平田会場（ふるさと会館）は 11 月 17 日 19 時、海津会場（文化センター）は 11 月 20 日 10 時からを予定している。開催案内は市報の 11 月号と市のホームページで行う予定である。

市民懇談会は資料 5 で説明する予定である。当日はアンケートも実施する。

第 5 回審議会日程(予定)

第 5 回審議会は 12 月 26 日（月）10：00 からを予定している。

以上

【会議の様子】

